



◆ 高圧ガス保安法令の改正一覧(令和5年度分)

	項目	措置日
1	 高圧ガス保安法等の一部改正について ○認定高度保安実施者制度の新設等 ○サイバーセキュリティに関する重大事態が生じた場合に対する調査要請等 ○燃料電池自動車等の規制の一元化について ○軽微な変更の工事の取扱いについて ○圧縮水素スタンドに関する規制見直しについて ○天然ガススタンドにおける販売主任者及び保安台帳に関する規制見直しについて 	公布日 法:R4.6.22 政令:R5.9.11 関係規則等:R5.12.21 施行日:R5.12.21
2	デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解 釈の明確化	制定:R6.1.29



◆ 認定高度保安実施者制度の新設等

概要

対象法令等 ○高圧ガス保安法等			
	対象法令等	○高圧ガス保安法等	

・主にコンビナートに位置する製油所や化学工場等の大規模事業者を対象に、保安検査を事業者自ら実施することを可能とする旨の特例措置等を付与する現行の認定制度について、産業保安分野における技術革新の進展及び人材の高齢化に対応するため、高度な情報通信技術を活用した保安の促進に向けて制度の見直しを行い、高度な情報通信技術の活用等を認定要件に追加した認定高度保安実施者制度が創設された。

【参考】経済産業省HP

(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/sinnintei/index.html)



◆ サイバーセキュリティに関する重大事態が生じた場合に対する調査要請等

対象法令等	○高圧ガス保安法 ○高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領等
概要	・第1種製造者について、サイバーセキュリティに関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いのある場合に、国が、独立行政法人情報処理推進機構に原因究明調査を要請できる旨の措置を講じたもの。・これを踏まえ、高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領における様式1「高圧ガス事故等調査報告書(災害)」の事故発生原因の欄に「17.システム障害・サイバー攻撃」が追加された。

【参考】経済産業省HP

(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/jikoboushi/index.html)



◆ 燃料電池自動車等の規制の一元化について

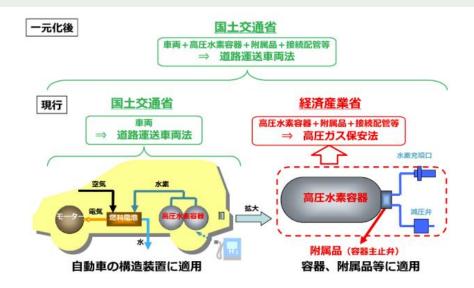
対象法令等

○高圧ガス保安法 ○高圧ガス保安法施行令等

概要

・道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく自動車検査 証が有効である自動車(普通自動車、小型自動車又は軽自動車 で圧縮水素、天然ガスを燃料とするもの)の装置内における高 圧ガスについては、高圧ガス保安法の適用除外とされたもの。 ・これにより、上記車両の容器再検査等は道路運送車両法に基

・これにより、上記車両の容器再検査等は道路運送車両法に基づき実施されます。



【参考】国土交通省HP



◆ 軽微な変更の工事の取扱いについて

対象法令等	○液石則 ○一般則 ○コンビ則
概要	・規則上で定める軽微な変更の工事を改正したもの。 具体的には、以下の3つの工事が新たに追加された。
	(1) 特定設備の部品の取替えの工事 (保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。) (2) 開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事 (3) (一般則) 第33条第2号/(液石則) 第34条第2号に掲げる変更工事に より追加された製造施設における変更の工事であって、保安上特段の支 障がないものとして認められたもの



◆ 圧縮水素スタンドに関する規制見直しについて

対象法令等	○一般則 ○コンビ則 ○一般則例示基準 ○コンビ則例示基準
概要	・圧縮水素スタンドに係る技術基準について、設備の異常時や緊急時における敷地外への影響度が従前と変わらず、保安の確保において同等の安全が担保されると判断されたものについて、以下の項目の見直しが行われた。 (1) 蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管に設ける圧力リリーフ弁の不要化(2) 蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管に設ける遮断弁の配置の合理化(3) 圧縮水素充塡に係る業界自主基準の追加(4) 蓄圧器とディスペンサーとの間の配管に設ける過流防止弁の配置の
	合理化及びオリフィスへの代替



◆ 天然ガススタンドにおける販売主任者及び保安台帳に関する規制見直しについて

対象法令等	○一般則
概要	・天然ガススタンドについて、車両へ燃料として天然ガスを充塡して販売を行う場合は、保安上の問題は無いと判断されるため、保安台帳の作成が不要とされた。 ・また、天然ガススタンドにおける車両用燃料としての天然ガスの販売について、高圧ガスの製造と販売を行う者が別の事業者であっても、製造事業者が販売業者の販売に際しての保安の確保の実施を担う関係が確認できる場合は、販売主任者の選任が不要とされた。 ※いずれも圧縮水素スタンド規制との整合化を図った見直し。



◆ デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化

概要

・デジタル臨時行政調査会が策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」にしたがって、高圧ガス法令における(1)目視規制、(2)常駐選任等に係る運用解釈の一部が整理された。

(1)目視規制

容器附属品検査の外観目視等において、ドローンによる遠隔 監視技術やAIによる診断等、デジタル技術の活用を妨げるも のではないため、点検の目的や対象の性質等を考慮して、実 施方法を判断できるものとする。

(2)常駐選任

保安監督者、保安係員、販売主任者及び保安係員の代理者等について、業務を行うに際して特定の場所への常駐を必ずしも求めるものではなく、実施すべき業務に支障が生じない範囲において、遠隔での職務の実施は差し支えないため、規制の目的等を考慮して実施方法を判断できるものとする。

ご視聴ありがとうございました。

今後とも「法令の遵守」及び「保安の確保」に ご協力をお願いいたします。

~ 各種申請・届出様式は、栃木県HPからダウンロードできます ~



 $[QR \supset - F]$

栃木県高圧ガスHPトップ



様式ダウンロード





栃木県庁 高圧ガス

検索